

厚木市公契約条例に基づく特記事項

本協定は、厚木市公契約条例（平成 24 年厚木市条例第 29 号。以下「条例」という。）第 6 条に規定する管理協定に該当するため、厚木市（以下「甲」という。）と指定管理者（以下「乙」という。）の間で締結する基本協定において、次に掲げる事項を定めます。

（労働の対価）

- 1 乙が条例第 6 条第 1 項第 2 号に規定する労働者等（以下「対象労働者」という。）に支払う労働の対価の額は、基準額（基本協定の締結時の労働報酬下限額及び当該労働に従事した時間数を基に甲が別に定める方法により算出した額をいう。以下同じ。）を下回ってはならない。

（受注関係者への措置）

- 2 乙は、条例第 2 条第 4 号に規定する受注関係者が対象労働者に支払った労働の対価の額が基準額を下回ったときは、その差額分が支払われるよう、必要な措置を講じなければならない。

（台帳の作成及び提出）

- 3 乙は、対象労働者の氏名、業種、労働時間等を記載した労働状況台帳（以下「台帳」という。）を、労働の対価の支払い後、速やかに作成し、その写しを甲が指定する期日までに甲へ提出しなければならない。

（周知）

- 4 乙は、次に掲げる事項について記載した書面を、管理協定に係る業務が行われる作業場の見やすい適切な場所に掲示し、又は交付することにより、対象労働者に周知しなければならない。

- (1) 対象労働者の範囲
- (2) 労働報酬下限額
- (3) 次項の規定による申出をする場合の申出先
- (4) 次項の規定による申出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いを受けないこと。

（労働者の申出）

- 5 対象労働者は、労働の対価が支払われるべき日において、支払われるべき当該労働の対価が支払われていない場合又は支払われた当該労働の対価の額が

基準額を下回る場合は、甲又は乙にその事実を申し出ることができる。

(申出の対応)

- 6 乙は、対象労働者から前項の規定による申出があった場合は、誠実に対応するとともに、当該対象労働者が当該申出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いを受けないようにしなければならない。

(調査等)

- 7 甲は、対象労働者から第5項の規定による申出を受け、その申出の事実等を確認するため必要があると認める場合又は基本協定において定められた事項の遵守状況を確認するため必要があると認める場合は、乙に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は市の職員に事業所若しくは作業場に立ち入らせ、支払状況その他の必要な調査（以下「調査等」という。）をさせることができる。

(受注関係者との契約事項)

- 8 乙は、受注関係者が第1項、第6項及び第7項の規定を乙に準じて遵守するよう受注関係者との契約において当該事項を定めなければならない。

(身分証明書)

- 9 第7項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、乙又は受注関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

(是正要求)

- 10 甲は、第7項の規定による調査等の結果、乙又は受注関係者が基本協定において定められた事項に違反していると認められるときは、当該違反を是正するための措置を講ずるよう乙に求めることができる。

(報告)

- 11 乙は、前項の規定により是正するための措置を講ずるよう求められた場合は、速やかに当該措置を講ずるとともに、その内容を甲が指定する期日までに甲に報告しなければならない。

(指定の取消等)

- 12 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合又は受注関係者が第1号に該当する場合は、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若

しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 第7項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

(2) 前項に規定する是正の措置を講ぜず、若しくは報告をせず、又は虚偽の報告をした場合

(損害賠償)

13 甲は、前項の規定による取消し又は停止命令によって乙又は受注関係者に損害が生じた場合において、その損害を賠償する責任を負わない。

(違約金)

14 甲は、乙が第12項各号のいずれかに該当する場合又は受注関係者が第12項第1号に該当する場合は、乙から指定管理受託納付金の10分の1に相当する額を違約金として徴収することができる。

(損害金)

15 前項の場合において、違約金の額を超えて甲に損害が生じたときは、甲は、乙に対してその超過分につき損害の賠償を請求することができる。

(公表)

16 甲は、乙が第12項各号のいずれかに該当する場合又は受注関係者が第12項第1号に該当する場合は、次の事項を公表することができる。

(1) 指定管理施設の名称

(2) 指定期間

(3) 乙及び受注関係者の氏名又は名称及び代表者の氏名

(4) 乙及び受注関係者の所在地

(5) 違反の内容及びそれに対する措置